

概 11.

ノウルトニシテモアリ

一 無期金ニ割通上キシロ

一 一方當時同上應答シロ 一 退職手当制改定確立シ日

一 一月三十日スルキテ文詮シロ

一 本行会員人医療代ト回収ノ全額ヲ出セ

本行会

後生の其業員が本行より金算入ノ所に打合セ、さつては要請書ノ成セ、

本行は以降二ヶ月迄にて少々少々様な事務ノが中で其勤務有る既往二ヶ月の

ノ取筆二ヶ月の年賃並應達年賃于ト一月勝利ト進セ、而シ。

禁酒會議開會ノ事

禁

酒

會

議

開

會

ノ

事

業

員

本

行

会

員

本

行

会

員

本

行

会

員

本

行

会

員

本

行

会

員

本

行

会

員

本

行

会

員

本

行

会

員

本

行

会

員

本

行

会

員

本

行

会

員

本

行

会

員

東京一般労働者組合 一 沢谷相生一日三回
東京一般労働者組合 一 沢谷相生一日三回
東京一般労働者組合 一 沢谷相生一日三回
東京一般労働者組合 一 沢谷相生一日三回

本行

会員

本行

1. 半年半 働ハ 一ヶ月
2. 一年半 働ハ 一ヶ月
3. 一年以一月半 働教ノ報スルニ 十日ヲ連増スルフト

奉
在
一
様
半
作
一
支
給
度
不
可
能
シ
テ
考
慮
ス
ル
コ
ト
ニ
シ
タ
イ
人
事
業
半
年
半
作
一
支
給
度
不
可
能
シ
テ
考
慮
ス
ル
コ
ト
ニ
シ
タ
イ

2. 一年半 働ハ 一ヶ月

3. 一年以上其、端數ヲ増スルニ五分儀

八 働
成、八営々就了ハ先ニ第④項ノ申査ハカアリマスカラ不必要ト思ウ
此ノ度、併業ハ半減份、爲ニ爲ニタル併業ナク營業をノ都合、依リ併
業サレタルモノト思料セヨル、ソノ次テ次、ノ給料ハ支給セヨリシテレ
申査、申ハ給料ハ支給スル事ニ非マセシ、然レヒ再今ノ場合、讓
九 方能外ハ人休制ト就ト
陶、勞働休写ナリ以テ限官レ室メテシタル時間以上ノ勤務ニ就シテ紫金増倍量
支給サレズシ

各、業態ノ性質上付与、利害サ拂ルコトハ到底不可能アリス
上